

令和6年度

三重県「産・福・学」障がい者雇用情報交流会

三重県「産・福・学」障がい者雇用情報交流会は、「障がい者が地元で働き、生きていく」ために、企業の人事労務担当者(産)と就労支援事業所の担当者(福)、特別支援学校の進路担当者(学)が交流を深め、人と人とのネットワークづくりや障がい者雇用につなげることを目的として、平成27年度から継続して開催し、今年で10回目となります。

●プログラム

| 13:00 | 受付開始 |
|-------|--|
| 13:30 | 開会/主催者挨拶 障害者雇用促進法改正等のお知らせ 三重労働局 |
| 13:45 | 講演会 短時間労働が障害者の法定雇用率の算定対象に 社会福祉法人聖マッテヤ会 ふらっと・つう |
| 14:05 | グループディスカッション |
| | 休憩 |
| 15:45 | フリートーク |
| 16:00 | 閉会/アンケート記入 |



週10時間以上20時間未満 で就労する障がい者も 算定対象に! ※詳細は裏面をご覧 ください。

●開催日等

開催日時:令和6年8月28日(水)

13:30から16:00 (受付開始13:00)

場所:三重県総合文化センター 多目的ホール

申込:二次元バーコードまたは裏面申込用紙をファックス

定員:企業28名、就労支援事業所8名程度

(企業の方は業種に関わらず参加いただけます。)



8月15日

(申し込みはこちら)

●主催 三重県、三重県教育委員会、三重労働局、三重県経営者協会

●問い合わせ 三重県雇用経済部障がい者雇用・就労促進課 電話 059-224-2510

障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

POINT 1 障害者の法定雇用率が引き上げられました。

| | 令和5年度 | 令和6年4月 | 令和8年7月 |
|------------|---------|---------|---------|
| 民間企業の法定雇用率 | 2.3% | 2.5% | 2.7% |
| 対象事業主の範囲 | 43.5人以上 | 40.0人以上 | 37.5人以上 |

POINT2 除外率が引き下げられます。(令和7年4月以降)

POINT3 障害者雇用における障害者の算定方法が変更となりました。

POINT4 障害者雇用のための事業主支援を強化(助成金の新設・拡充)しました。

障がい者雇用における障害者の算定方法について

▶週所定労働時間が10時間以上20時間未満の 精神障害者、重度身体障害者及び重度知的 障害者について、雇用率上、0.5カウント として算定できるようになりました。

今回の講演では、ふらっと・つう 井谷氏 に短時間雇用についてご講演いただき ます。

| 週所定 労働時間 | 30H以上 | 20H以上 | 10H以上 20H未満 |
|-------------|-------|-------|----------------|
| 身体障害者 | 1 | 0.5 | - |
| 重度 | 2 | 1 | 0.5 |
| 知的障害者 | 1 | 0.5 | - |
| 重度 | 2 | 1 | 0.5 |
| 精神障害者 | 1 | 1 | 0.5 |



【会場案内】

三重県総合文化センター

フレンテみえ1階 多目的ホール

※駐車場に限りがありますので、できるだけ乗り合わせ の上、お越しください。

【問い合わせ】

三重県雇用経済部 障がい者雇用・就労促進課

〒514-8570 津市広明町13番地

TEL: 059-224-2510 FAX: 059-224-3024

E-Mail: syurou@pref.mie.lg.jp

| 参加申込書(送付先 FAX:059-224-3024) | | | | | |
|--|--|------------------------------------|--|--|--|
| 事業所名 | | □産・□福・□学・□その他 (どれか一つに√をお願いします。) | | | |
| 所在地 (グループ分けで使用します) | | • | | | |
| 連絡先(電話番号) | | | | | |
| 連絡先(メールアドレス) | | | | | |
| お名前 | | | | | |
| グループディスカッション で話し合いたいテーマ | | | | | |
| その他(参加動機・障がい 者雇用における課題などを ご記入ください) | | | | | |